

徳島県地域づくりネットワーク協議会要綱

(名 称)

第1条 この会は、徳島県地域づくりネットワーク協議会と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、会員相互の連携により、地域主導の地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）及び県内市町村等への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互及び各市町村との交流を推進し、もって、民間による自主的・主体的な地域づくりの取組みを促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流
- (2) 地域づくり団体相互と各市町村との交流
- (3) 地域づくり団体及び各市町村への情報提供
- (4) その他必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、徳島県県民環境部地域振興総局長、徳島県県民環境部地域振興総局地方主権推進課長、各市町村地域づくり所管課長及び市町村から推薦を受けた県内の地域づくり団体で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、徳島県県民環境部地域振興総局長をもって充てる。
- 3 副会長は、徳島県県民環境部地域振興総局地方主権推進課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(地域づくりコーディネーター)

第7条 協議会の事務局に、地域づくりコーディネーターを設置する。

2 地域づくりコーディネーターは、次の事業を行う。

(1) 地域づくり団体及び各市町村に対する巡回相談

(2) 各種団体及び各市町村との意見交換

(3) 地域づくり団体の情報収集

(4) 全国研修交流会、コーディネーター情報交換会への出席

(5) その他必要な事項

3 地域づくりコーディネーターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、地方主権推進課振興担当に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年5月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年6月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成13年4月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。